

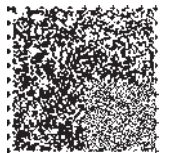
概要版

文京区 男女平等参画 推進計画

令和4年度～令和8年度
(2022年度～2026年度)



文京区



計画の目的

文京区では、平成 25（2013）年に、「文京区男女平等参画推進条例」を制定しました。この条例では、7つの基本理念と6つの基本的施策を定めるとともに、性別に起因する人権侵害（①配偶者等からの暴力、②セクシュアル・ハラスメント、③性的指向・性自認に起因する差別、④その他性別に起因する人権侵害）の禁止を明記しています。この条例に基づいて、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、「文京区男女平等参画推進計画」を策定しています。

この度の改定は、これまでの取組を継承するとともに、社会情勢の変化、令和 2（2020）年実施の区民調査の結果、国の第 5 次男女共同参画基本計画の策定などを踏まえ、新たな課題に取り組むため施策の方向性等を見直したものです。

身近な家庭生活の場をはじめ、職場、地域活動・社会活動、政策や方針決定の場など、社会のあらゆる場において、性別にかかわらず平等な立場で参画することにより、一人一人が個性と能力を発揮し、いきいきと暮らせるまちを目指します。

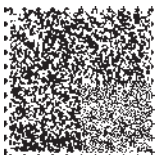
文京区の目指す「男女平等参画社会」とは

一人一人が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず平等な立場で、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮して、いきいきと暮らせる社会です。

条例の基本理念

区は、次に掲げる事項を基本として、男女平等参画を推進する。

- 1 性別による差別的な取扱いや暴力を根絶し、男女が、個人として尊重されること。
- 2 男女が、性別による固定的な役割分担の意識に捉われることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- 3 男女が、性別に関わりなく、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- 4 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等参画社会を支える意識の形成に向けた取組が行われること。
- 5 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場や地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
- 6 男女が、妊娠、出産等に関して互いに理解を深め、尊重し合い、共に生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- 7 国際社会及び国内における男女平等参画に係る取組を積極的に理解すること。

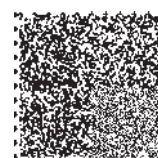
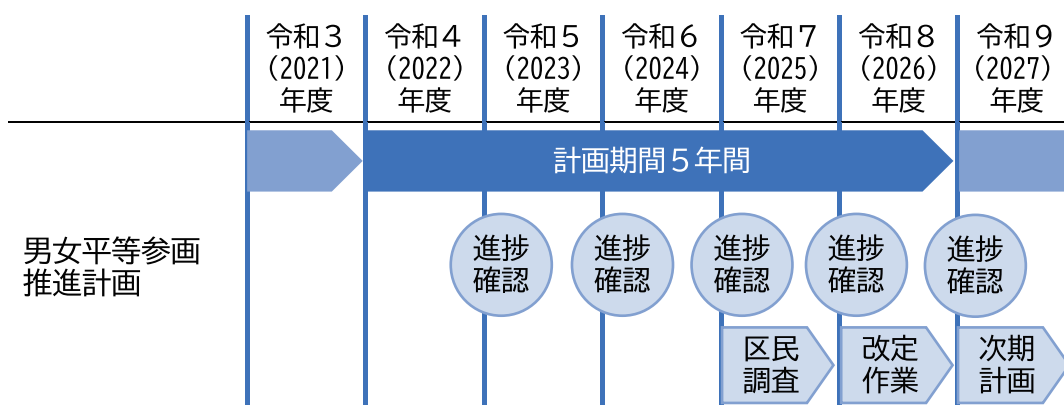


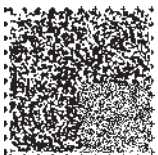
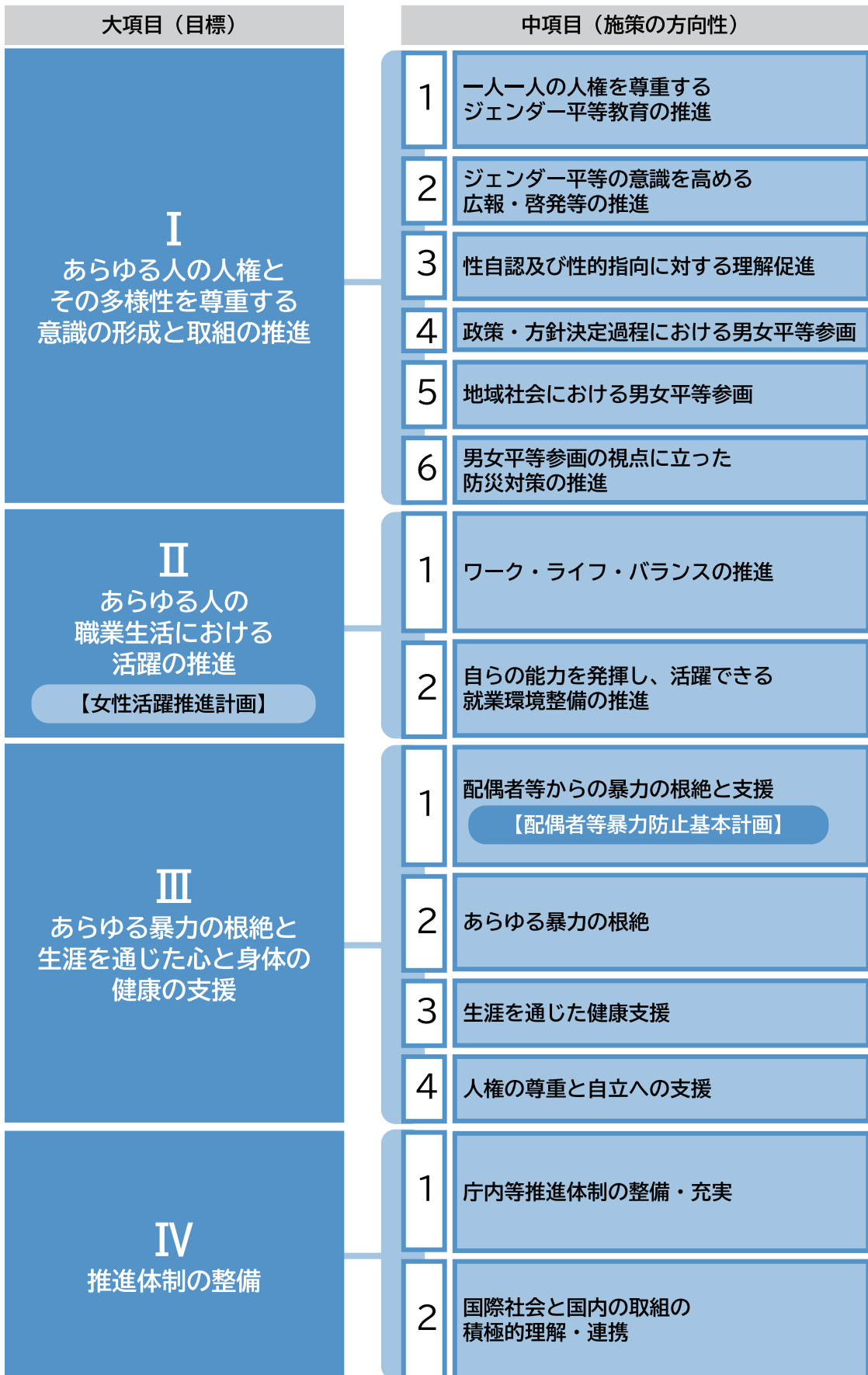
計画の性格

- この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定する、市町村男女共同参画計画として位置付けられ、区が目指す方向や施策を区民に示すことにより、区民、事業者及び区の役割を明らかにし、それぞれが協働して男女平等参画社会の実現を目指す指針としての役割を担うものです。
- この計画は、平成 25 (2013) 年に施行された文京区男女平等参画推進条例第 8 条第 1 項に規定する区が定める男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- この計画の「Ⅱ あらゆる人の職業生活における活躍の推進」の部分は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 6 条第 2 項に規定する、市町村が策定する、当該区域内における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下「女性活躍推進計画」という。)」として位置付けられています。
- この計画の「Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援」のうち「1 配偶者等からの暴力の根絶と支援」については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 2 条の 3 第 3 項に規定する、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下「配偶者等暴力防止基本計画」という。)」として位置付けられています。
- この計画は、区民参画の方針に基づき、文京区男女平等参画推進会議の提言を尊重し、かつ、区民の意見や要望を取り入れて改定しています。

計画の期間

この計画は、令和 4 (2022) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 5 年間を計画期間として、毎年度進捗を確認し、令和 8 (2026) 年度に見直しを行います。





小項目（施策）

- (1) 幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進
- (2) 生涯学習における学びの機会提供の推進
- (3) 理工系分野で活躍する女性の人材育成

- (1) ジェンダー平等の実現に向けた啓発の充実
- (2) あらゆる機会を活用した広報

- (1) 多様な性に関する理解促進
- (2) 区職員・教職員への啓発

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- (1) 地域活動への参画のための活動支援
- (2) 男女平等センターを拠点とした推進

- (1) 男女平等参画の視点に立った災害時対応
- (2) 防災に関する活動等への女性の参画推進

- (1) 男性が家事・育児・介護に主体的に関わる取組の推進
- (2) 子育てへの支援
- (3) 保育環境の充実
- (4) 介護者等への支援

- (1) 働きやすい職場環境の整備・支援
- (2) 女性の就労・再就職、起業等への支援
- (3) 多様で柔軟な働き方の支援

- (1) 配偶者等からの暴力の防止と啓発
- (2) 早期発見と相談体制の充実
- (3) 被害者の保護から自立・生活再建までを支援する体制の整備
- (4) 児童等への虐待の防止と支援

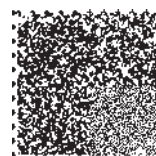
- (1) 子ども・若年層に対する暴力の根絶に向けた対応
- (2) 様々なハラスメントや暴力の防止・対応
- (3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応

- (1) 性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の普及・啓発
- (2) 保健指導・健康診査の充実

- (1) 啓発・相談機能の充実
- (2) 貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備

- (1) 文京区男女平等参画推進条例の推進
- (2) 計画の推進と評価体制の確立
- (3) 区職員への意識啓発及び人材育成
- (4) 苦情申立制度の運用

- (1) 国際社会の取組との連携
- (2) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）、女性のエンパワーメント原則（WEPS）の周知・推進
- (3) 国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化



I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進

あらゆる人の人権とその多様性を尊重できる社会を実現するためには、一人一人がジェンダー平等について意識を高めていく必要があります。

そのためには、「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性別役割の意識等のアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見や思い込み）を生じさせない意識啓発や教育が必要とされています。

また、全ての人に多様な個性や特性があるように、性のあり方も人それぞれです。

子どもから大人まで、生涯にわたる教育・学習を通じて、一人一人の違いや多様な生き方や性を尊重し、性別などによって差別を受けず、全ての人がある個性と能力を発揮できる社会を目指していきます。

ジェンダーとは？

生物学的な差異に基づく男女の性別ではなく、社会的、文化的につくられた性差をいい、人々の意識の中につくられた「女性像」、「男性像」を指す広い概念をいいます。

1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育の推進

社会性や人間性の基礎的な資質を養う学校教育でジェンダー平等を更に浸透させるとともに、幅広い世代を対象とした生涯学習においても、ジェンダー平等教育を推進していきます。

また、これまで女性の参画が少ない理工系分野等においても、性別にかかわらず進路への興味関心を高め、魅力を伝える取組を推進していきます。

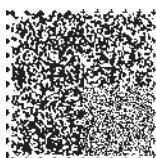
成果指標*1	現状	目標値
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	R2年度 50.0%	R8年度までに 70.0%
社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	R2年度 13.4%	R8年度までに 50.0%
理工チャレンジへ「先輩からのメッセージ」登録	R2年度まで 7件	R8年度までに 15件

施策

- (1) 幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進
- (2) 生涯学習における学びの機会提供の推進
- (3) 理工系分野で活躍する女性の人材育成

*1 成果指標について

各中項目（施策の方向性）の取組状況を測るための一つの目安として、成果指標を定め、計画期間である令和8（2026）年度まで等の目標値を掲げています。



2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進

日常生活の様々な場面における固定的な性別役割の意識等のアンコンシャス・バイアスに気付くきっかけを得るよう、ジェンダー平等への理解を深める機会を提供し、意識啓発を行い、家庭生活、職場、地域社会等での男女平等参画を進めます。

成果指標	現状	目標値
『男は仕事、女は家庭』という考え方に 対し、「そう思わない」人の割合	R 2年度 63.9%	R 8年度までに 75.0%
男女平等参画社会を支えるための セミナー等の開催回数	H29 から R 2年度まで 66 回	R 4 から R 8年度まで 70 回

施策

- (1) ジェンダー平等の実現に向けた啓発の充実
- (2) あらゆる機会を活用した広報

3 性自認及び性的指向に対する理解促進

区の職員が率先して性の多様性について理解を深めるとともに、区民に対しても、お互いの個性や違いを尊重し、多様な性のあり方について正しく伝えることができるような施策・事業を展開していきます。

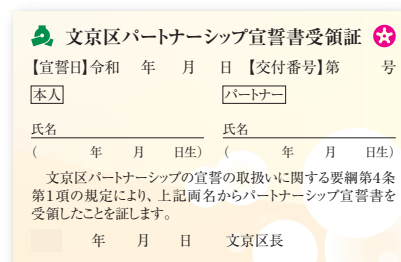
成果指標	現状	目標値
「SOGI」、「LGBT」の認知度	R 2年度 「SOGI」 21.5% 「LGBT」 70.6%	R 8年度までに 「SOGI」 40.0% 「LGBT」 90.0%

施策

- (1) 多様な性に関する理解促進
- (2) 区職員・教職員への啓発

文京区パートナーシップ宣誓制度

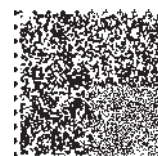
人権と多様性を尊重する社会を実現するため、性自認及び性的指向に関する施策の一つとして、互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行うことを約した同性のお二人がパートナーシップ宣誓をした場合に、パートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度です。



(パートナーシップ宣誓書受領証のイメージ)



詳しくは
QRコードから



4 政策・方針決定過程における男女平等参画

女性・男性それぞれの視点に立って区政を考えていくために、区が率先して政策・方針決定過程での男女平等参画を進め、区政への女性参画を推進していきます。

成果指標	現状	目標値
審議会の男女比	R2年度 男性 68.1% 女性 31.9%	R8年度までに 男女いずれかの性が 40%未満とならないこと。

施策 (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

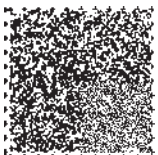
5 地域社会における男女平等参画

地域活動団体に対し、様々な人が参加しやすく、男女平等参画の視点を持った活動ができるように、男女平等の推進についての意識啓発や活動支援を行います。

また、男女平等参画の推進及び活動の拠点施設である文京区男女平等センターにおいて、地域社会における男女平等参画を推進していきます。

成果指標	現状	目標値
男女平等センターの認知度	R2年度 34.9%	R8年度までに 60.0%
町会や自治会の活動に参加したと回答する人の割合	R2年度 男性 14.3% 女性 13.4%	R8年度までに 男性 30.0% 女性 30.0%

施策 (1) 地域活動への参画のための活動支援
(2) 男女平等センターを拠点とした推進



6 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進

性別・年齢や障害の有無など、異なる要因による災害時の影響を最小限にするため、防災対策を進めていく企画段階から意思決定段階に至るまで、女性の参画を推進します。

成果指標	現状	目標値
文京区防災会議における女性委員の割合	R 2年度 13.5%	R 8年度までに 20.0%
文京区防災士認証登録支援助成金を活用し、 防災士認証登録を受けた女性の割合	R 2年度 8.9%	R 8年度までに 15.0%

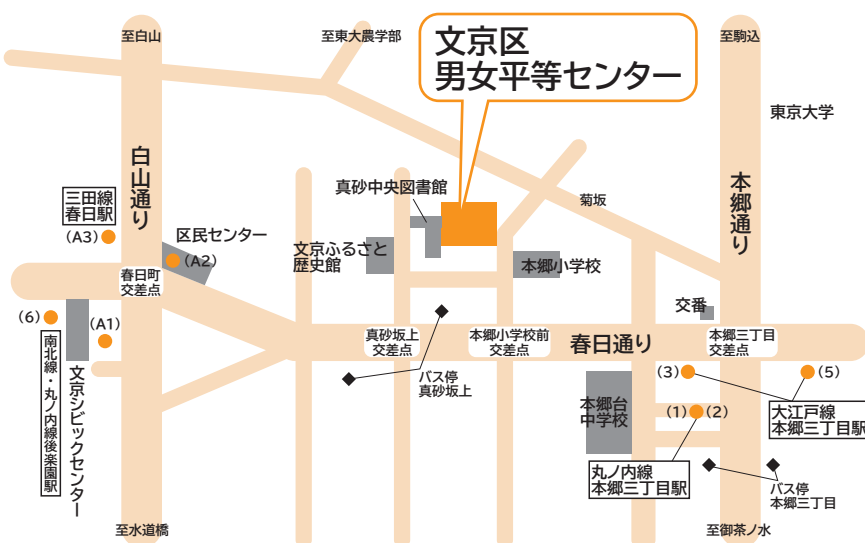
施策

- (1) 男女平等参画の視点に立った災害時対応
- (2) 防災に関する活動等への女性の参画推進

文京区男女平等センター

文京区男女平等参画推進条例において、文京区男女平等センターは、男女平等参画の推進及び活動の拠点施設として位置付けられており、男女平等参画社会の実現に向けた学習の機会、交流の場を区民に提供しています。

また、性別や年齢を問わず、自分自身の生き方や人間関係等についての相談事業も行っています。



詳しくは
QRコードから

- …地下鉄出口
- ◆ …都営バス停留所

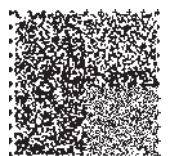
アクセス

丸ノ内線・大江戸線
本郷三丁目駅徒歩5分

三田線
春日駅徒歩7分

南北線
後樂園駅徒歩10分

都営バス
真砂坂上徒歩3分



II あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】

社会における女性活躍への取組の強化や機運が高まるとともに、ワーク・ライフ・バランスへの理解が進むなど、働くことに対する個人の考え方や企業の在り方について変革が求められています。

単身世帯や共働き世帯、ひとり親世帯の増加など家庭の在り方が変化する中で、これまでのように仕事優先の働き方を求めるのではなく、家事や育児、介護など様々な事情や背景を持った人が働き続け、その能力を発揮し、活躍することができるような環境を整備することが必要です。

また、多様な人材の能力活用の観点においても、女性があらゆる職業の重要な担い手となることが求められています。働く場における男女間の均等な機会を確保する取組を行い、働くことを希望する女性の就業を支援していきます。

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

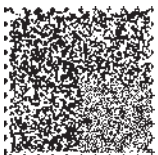
働く全ての人が、性別にかかわらず自分の能力を十分に発揮しながら働き続けるためには、子育てや介護などの役割を自身で抱え込んだり、それによって働くことをあきらめたりすることがないように、家庭生活における男性の参画を推進し、安心して子育て・介護などができる環境を整備していくことが重要です。

区民の誰もが、自らが希望する働き方や生活スタイルを選ぶことができ、調和のとれた生活ができるように、男性の意識改革や子育て・介護等への支援について取り組んでいきます。

成果指標	現状	目標値
中学生等向け介護啓発冊子の配付人数	H29 からR2年度まで 6,052人	R4からR8年度まで 10,000人
家庭における役割分担（炊事・洗濯・掃除などの家事）について、男性が『主に自分』と回答する割合	R2年度 34.6%	R8年度までに 50.0%
保育所待機児童数	R3年4月1日時点 1人	R6年4月1日時点 0人
子どもの学校行事への参加について、男性が『主に自分』と回答する割合	R2年度 8.1%	R8年度までに 50.0%

施策

- (1) 男性が家事・育児・介護に主体的に関わる取組の推進
- (2) 子育てへの支援
- (3) 保育環境の充実
- (4) 介護者等への支援



2 自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進

社会経済の中で女性の活躍を促進していくためには、組織のトップをはじめ、就業環境の整備を担う全ての人々が責任をもってジェンダー平等とワーク・ライフ・バランスに取り組むことが重要です。

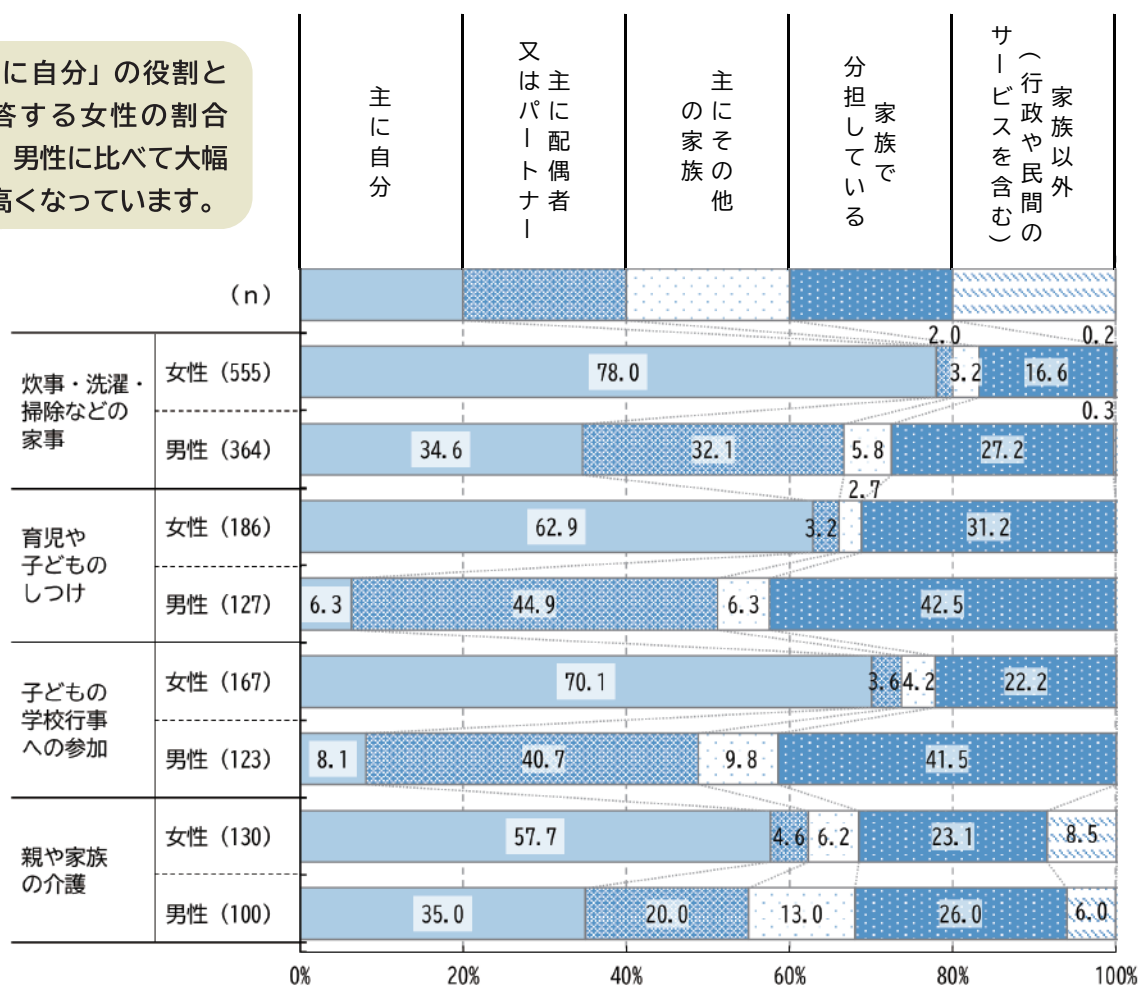
性別にかかわらず働きやすい職場環境をつくるために、労働条件や職場環境等の改善を事業所に働きかけていきます。

成果指標	現状	目標値
創業入門サロンへの参加者のうち、『起業への関心が高まった』と回答した割合	R2年度 46.7%	R4年度までに 70.0%

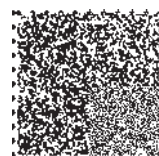
施策

- (1) 働きやすい職場環境の整備・支援
- (2) 女性の就労・再就職、起業等への支援
- (3) 多様で柔軟な働き方の支援

図 家庭における役割分担（「行っていない」、無回答を除く。）



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）



Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

全ての人が性別にかかわらず、人として尊重され、性差等により差別的な取扱いを受けないこと、その能力を発揮する機会を確保されることなど、人権の尊重が求められています。配偶者、パートナー等からの暴力、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした様々なハラスメント、子どもや若年層に対する暴力等の防止・根絶に向け、個別の支援強化を図るとともに、全ての暴力を許さない社会を目指していきます。

また、「性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」は、妊娠や出産について、自らの意思で選択・決定するものであり、女性をはじめとした全ての人の生涯にわたる心身の健康と密接に関わるものです。互いの性差を理解し、人権を尊重しながら身体的・精神的な健康を維持することができるよう推進していきます。

1 配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】

加害者、被害者の性別にかかわらず、どのような行為が暴力に当たるのかなどの周知を進めるとともに、誰もが相談をしやすい環境を整備していきます。

また、関係機関と連携しながら、被害者への支援体制を一層強化するために、DV防止に向けた啓発活動を充実させていきます。加えて、DVの行われている家庭の子どもへの虐待の防止と支援に取り組みます。

成果指標	現状	目標値
ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する研修や講習会の回数	H29 からR2年度まで 16回	R4からR8年度まで 30回
配偶者、パートナー等からの暴力についての公的な相談機関として、相談先を知らない人の割合	R2年度 26.7%	R8年度までに 10.0%
児童虐待に関する防止策について、『支援や防止対策がなされている』と思う人の割合	R2年度 11.9%	R8年度までに 30.0%

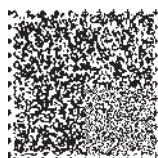
施策

- (1) 配偶者等からの暴力の防止と啓発
- (2) 早期発見と相談体制の充実
- (3) 被害者の保護から自立・生活再建までを支援する体制の整備
- (4) 児童等への虐待の防止と支援

2 あらゆる暴力の根絶

日常生活の中で、誰もが遭遇する可能性のある様々なハラスメントや暴力に対して、人権尊重の視点に立ち防止に向けた啓発を行うとともに、性別にかかわらず気軽に相談ができる相談体制を充実し、その周知・啓発を進めていきます。

さらに、インターネットの普及により、SNS等への悪質な書き込み、インターネット上でのいじめ、差別等の行為による人権侵害が生じています。情報の送り手と受け手が、正しい判断と意思表示をすることができるように、メディア・リテラシー向上に向けた意識啓発を行っていきます。



成果指標	現状	目標値
ストーカー被害や性被害に遭わないための防止策について、『支援や防止対策がなされている』と思う人の割合	R 2年度 10.5%	R 8年度までに 30.0%
インターネット上での ^{ひぼう} 誹謗中傷の書き込み等の対策について、『支援や防止対策がなされている』と思う人の割合	R 2年度 6.9%	R 8年度までに 15.0%

施策

- (1) 子ども・若年層に対する暴力の根絶に向けた対応
- (2) 様々なハラスメントや暴力の防止・対応
- (3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応

3 生涯を通じた健康支援

性別にかかわらず、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識・情報や発達段階に応じた性教育、生理、妊娠・出産、不妊、避妊・中絶、思春期や更年期の健康問題等の知識や情報を提供します。

また、幅広い年代の全ての人に対し、心身ともに健康を維持していくための支援の充実を図ります。

成果指標	現状	目標値
妊娠中に保健師等と面接する妊婦の割合	R 2年度 93.4%*1	R 8年度までに 88.0%
子宮がん検診受診率	R 2年度 22.3%	R 5年度までに 32.4%
乳がん検診受診率	R 2年度 20.9%	R 5年度までに 29.5%

*1 R 2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染対策として、育児パッケージ追加配布により面接率が上昇したと推測

施策

- (1) 性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及・啓発
- (2) 保健指導・健康診査の充実

4 人権の尊重と自立への支援

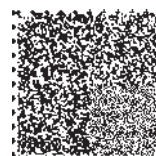
様々な困難な状況に置かれている人が安心して暮らせるように、人権を尊重するための啓発・相談機能の充実を図ります。

また、経済的・社会的に弱い立場の人への支援を充実させていきます。

成果指標	現状	目標値
男女平等センター相談室の相談件数	R 2年度 799 件	R 8年度 1,000 件

施策

- (1) 啓発・相談機能の充実
- (2) 貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備



IV 推進体制の整備

文京区男女平等参画推進条例では、区と区民、事業者が主体的に、協働して男女平等社会の実現に向けて取り組むことが義務付けられています。

区は、国や都、大学、企業、民間団体等と連携し、計画の推進を図るとともに、区職員の意識啓発を進めていきます。

1 庁内等推進体制の整備・充実

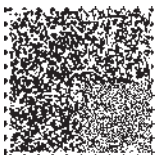
本計画は、所管課のみならず、教育、保健、福祉、防災等、区政の全ての課が関わるものであり、計画の実効性を高めていく視点から、庁内等での推進体制を充実させます。

また、全ての区職員に対して、より一層のジェンダー平等意識を浸透させていくために取り組んでいきます。

成果指標	現状	目標値
配偶者が出産する職員の連続5日間以上の 出産協力休暇等取得率	R2年度 80.0%	▶ 100%
出産協力休暇7日間の休暇取得率	R2年度 66.7%	▶ 100%
係長級以上の女性の行政系職員（福祉職を除く。） の割合	R3年度 29.7%	▶ 令和7年度までに 40.0%
文京区男女平等参画推進条例の認知度	R2年度 31.5%	▶ R8年度までに 50.0%以上
男女平等推進委員連絡会の参加者数	H29からR2年度まで 276人	▶ R4からR8年度までに 400人

施策

- (1) 文京区男女平等参画推進条例の推進
- (2) 計画の推進と評価体制の確立
- (3) 区職員への意識啓発及び人材育成
- (4) 苦情申立制度の運用



2 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携

男女平等参画社会の形成の促進は、国際社会における取組と密接な関係を有しています。区・区民・事業者がそれぞれの立場から、誰一人取り残さない世界を目指して日常生活を見直すことができるように、ジェンダー平等に関する国際的な取組を理解するための意識啓発を行います。

成果指標	現状	目標値
女子差別撤廃条約の認知度	R2年度 61.2%	R8年度までに 70.0%以上
文京区女性のエンパワーメント原則推進登録事業所数	R2年度まで 6事業所	R8年度までに 40事業所

施策

- (1) 国際社会の取組との連携
- (2) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)、女性のエンパワーメント原則 (WEPS) の周知・推進
- (3) 国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化

性自認および性的指向に関する対応指針

文京区では、平成 29 (2017) 年 3 月に、文京区職員・教職員のための「性自認および性的指向に関する対応指針」を策定し、多様な性の理解促進を図るため、区民等への対応や職場における対応を定めました。

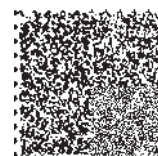
令和 3 (2021) 年 3 月の改定では、「文京区パートナーシップ宣誓制度」や、近年問題となっている「SOGIハラ」、「アウティング」といった事項の解説を加えています。

SOGIハラ … 性的指向と性自認に関することで不当な差別や嫌がらせをすること。

アウティング … 性的指向と性自認に関する情報を本人の了解を得ずに第三者に言いふらすこと。



詳しくは
QRコードから



各種相談について

■ 男女平等センター相談室（男女の悩み、生き方に関する相談）

夫婦や親子などの家族関係、職場や地域・学校での人間関係、自分自身の生き方、パートナーからの暴力、SOGI（性的指向や性自認）や性（性被害）に関する相談などに、専門のカウンセラーが応じます。

SNS相談

@bunkyo_soudan

日時 毎週 火・木・土曜日
祝休日・年末年始（12/28～1/4）を除く。
午後2時から午後8時まで
（午後7時30分受付終了）

対象 原則として、文京区在住・在勤・在学者

方法 LINE又はTwitterから相談できます。
ID検索（@bunkyo_soudan）又は下のQRコードを読み取り、LINEの場合は「友だち登録」、Twitterの場合は「フォロー」をしてください。
案内メッセージに従いご相談ください。



電話相談・来室相談

TEL 03 (3812) 7149

（相談室専用）

日時	相談時間	受付終了
月	午前10時から午後4時まで	午後3時
水	午後2時から午後8時まで	午後7時
金	午前10時から午後8時まで	午後7時

祝休日・年末年始（12/28～1/4）・休館日を除く。

場所 文京区男女平等センター
（文京区本郷4-8-3）

8ページ
参照

対象 原則として、文京区在住・在勤・在学者

方法 電話相談・来室相談のいずれも、事前に電話予約をしてください。

■ 配偶者やパートナーからの暴力に悩む方へ

文京区配偶者暴力相談支援センター TEL 03 (5803) 1945

午前8時30分から午後5時15分まで（日・土・祝休日・年末年始（12/29～1/3）を除く。）電話相談のみ・匿名可

文京区福祉部生活福祉課 TEL 03 (5803) 1216

午前9時から午後5時まで（日・土・祝休日・年末年始（12/29～1/3）を除く。）

■ 文京SOGIにじいろサロン

講師やゲストの方から、人それぞれ違う性のあり方やお悩み等、様々なテーマでお話しいただき、参加者のみなさんで気軽に語り合うサロンです。

日時 奇数月の第4日曜日 午後2時から4時まで

場所 男女平等センター研修室B（オンライン形式で開催する場合があります。）



詳しくは
QRコードから

文京区男女平等参画推進計画 令和4年度～令和8年度（2022年度～2026年度）

【概要版】令和4年3月

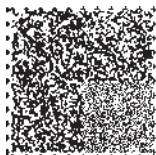
発行／文京区

編集／総務部総務課ダイバーシティ推進担当 〒112-8555 文京区春日 1-16-21

電話／03-5803-1187（直通）

印刷物番号：B0121017

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/jinken/danjo/suisinkeikakutou/keikaku.html>



↑ 計画本編は
QRコードから